○美祢市建設工事現場代理人取扱要綱

平成29年6月30日

告示第100号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 改正　平成30年3月16日告示第24号 | 令和3年12月7日告示第201号 |
|  | 令和4年4月25日告示第74号 |  |

（趣旨）

第１条　この告示は、美祢市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約の履行にあたり、現場代理人の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　現場代理人は、原則として工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う者とする。

（資格要件）

第３条　現場代理人は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

(1)　入札参加申込日（指名競争入札にあっては、入札の執行日、随意契約にあっては、見積書の提出日）以前から受注者との直接的な雇用関係があること。

(2)　建設業法第7条第2号の規定による営業所の専任技術者ではないこと。

（現場代理人の選任の届出）

第４条　受注者は、契約締結時に工事現場に配置する現場代理人を選任し、現場代理人・主任技術者・監理技術者・専門技術者選任届（別記様式第1号）により発注者に届け出なければならない。

（現場代理人の変更）

第５条　施工期間中に現場代理人を別の者に変更することは認めない。ただし、やむを得ない事情等により、発注者が変更を認めたときは、この限りではない。

２　受注者は、発注者が現場代理人の変更を認めたときは、速やかに別の現場代理人を選任し、現場代理人・主任技術者・監理技術者・専門技術者変更届（別記様式第2号）により発注者に届け出るものとする。

（常駐を要しない期間）

第６条　現場代理人は、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときには、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

(1)　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2)　工事の全部の施工を一時中断している期間

(3)　工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(4)　工事完成後、検査が終了し、事務手続き、片付け等のみが残っている期間

(5)　前各号のほか、工事現場において作業等が行われていないと発注者が認める期間

２　個々の工事における常駐を要しない期間は、設計図書又は工事記録等の書面により明示することとする。

３　第1項各号に規定する期間のほか、第8条の規定により他の工事との兼務を届け出たときは、常駐義務を緩和するものとする。

（現場代理人の兼務）

第７条　受注者は、次の第1号の要件をすべて満たすとともに、第2号の要件のいずれかを満たすときは、既に受注した工事の現場代理人を他の工事の現場代理人として配置できるものとする。

(1)　共通要件

ア　兼務する工事現場が美祢市内であること。

イ　兼務する工事の発注機関が美祢市でない場合は、当該発注機関が兼務を了承していること。

ウ　発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。

エ　兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

オ　特記仕様書等に兼務を認めない旨の記載がないこと。

(2)　個別要件

ア　密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所（50m以内の区域）で施工するとき（この場合当該2以上の工事を1件の工事として取り扱うことができる。）

イ　建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事であるとき

ウ　以下の要件をいずれも満たすとき

(ア)　兼務する工事が3件（美祢市が発注する災害復旧工事を含む場合は4件）以内であること。

(イ)　それぞれの請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。

（現場代理人の兼務の届出）

第８条　受注者は、最初に受注した工事の現場代理人を他の工事の現場代理人として配置しようとするときは、現場代理人兼務届（別記様式第3号）により現場代理人の兼務を発注者に届け出なければならない。

２　受注者は、兼務を届け出た現場代理人が、前条各号の要件を満たせなくなったときは、速やかに別の現場代理人を選任しなければならない。

３　前項の規定による現場代理人の取扱いは、第5条第2項の規定を準用する。

（兼務の取消し）

第９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

(1)　予期しない事態が生じたため、受注者が兼務を継続することが不適当と認められるとき

(2)　受注者がこの要綱の規定に違反していると認められるとき

(3)　受注者が偽りその他不正な手段により兼務をしたと認められるとき

２　前項の規定により兼務を取り消すときは、文書により取消しの理由を付して受注者に通知する。

（準用規定）

第10条　第7条から第9条までの規定は、下請工事における現場代理人の取扱いについて準用する。

（大規模災害発生時における特例措置）

第11条　大規模災害により、災害復旧工事が広範囲に多数発生した場合における現場代理人の兼務の取扱いについては別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成29年7月1日から施行する。

（美祢市が発注する建設工事の現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要綱の廃止）

２　美祢市が発注する建設工事の現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要綱（平成21年美祢市告示第127号）は廃止する。

（経過措置）

３　この告示の施行の日前に締結された契約に係る工事の現場代理人の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（平成30年告示第24号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（令和3年告示第201号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和4年告示第74号）

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

附　則（令和5年告示第1号）

この告示は、令和5年1月1日から施行する。









